

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 指定更新実施要領

(目的)

第1条 この要領は、水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の施行に伴い、改正後の水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3の2第1項に基づき、那覇市水道給水条例(平成9年条例第37号)第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者(以下「事業者」という。)の指定を更新するために必要な事項を定めるものである。

(有効期間)

第2条 指定の有効期間は、水道法第25条の3の2第1項の規定により、指定又は指定の更新を受けてから5年とする。ただし政令に定める経過措置として、以下に掲げる年月日に指定を受けた事業者は、以下の有効期間内に更新の申請を行うものとする。

指定を受けた年月日	有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

(受付期間)

第3条 前条の経過措置に該当する事業者につき、那覇市上下水道局(以下「局」という。)が更新の申請を受け付ける期間は、以下のとおりとする。ただし、各期間の対象事業者は、原則として局が指名した者に限るものとし、期間前に局より通知する。

- (1) 第1-1期 令和元年10月から令和元年12月まで
- (2) 第1-2期 令和2年1月から令和2年3月まで
- (3) 第1-3期 令和2年4月から令和2年6月まで
- (4) 第1-4期 令和2年7月から令和2年9月まで
- (5) 第2-1期 令和2年10月から令和3年3月まで
- (6) 第2-2期 令和3年4月から令和3年9月まで
- (7) 第3-1期 令和3年10月から令和4年3月まで
- (8) 第3-2期 令和4年4月から令和4年9月まで
- (9) 第4-1期 令和4年10月から令和5年3月まで
- (10) 第4-2期 令和5年4月から令和5年9月まで

(11) 第5-1期 令和5年10月から令和6年3月まで

(12) 第5-2期 令和6年4月から令和6年9月まで

(休止中の事業者の取り扱い)

第4条 有効期間は、水道法第25条の7に規定する事業の休止の期間を含むことから、局は休止中の事業者に対しても前条の通知を行う。

ただし、通知を行ったにもかかわらず事業者が申請せず、有効期間を経過したときは失効となる。

(有効期間満了日が閉庁日と重複したときの取り扱い)

第5条 有効期間の満了日が閉庁日と重複したときは、地方自治法第4条の2の規定により、その翌開庁日に更新の申請を行えば失効しない。ただし、この場合の次回更新までの有効期間は、従前の有効期間の満了日の翌日から5年間とする。

(失効したときの周知方法)

第6条 有効期間を経過した事業者については、速やかに局ホームページの指定給水装置工事事業者一覧より当該事業者を削除し、これを広く周知する。

(その他)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、那覇市上下水道事業管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。